

令和6年度中山間地域宅配ボックス設置事業費補助金 募集要領

1 趣旨

中山間地域において、地域ぐるみで宅配ボックスの設置を推進する集落等に対し、その費用の一部を補助することにより、宅配物の再配達削減による物流サービスの効率化を図るとともに、今後、想定されるインターネットを利用した食品や日用品等の購入のさらなる需要の増加に対応できる宅配の物流サービスが維持することを目的とするもの。

2 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

以下の条件すべてに該当するもの。ただし、1事業者につき1回限りとする。なお、国や市町村若しくは県の他の補助金を現に受けて実施し、又は受けて実施する予定である場合は、この補助金の対象とならない場合がありますので、県にご相談ください。

(条件)

- ① 中山間地域において実施するもの
- ② 新たに地域単位で宅配ボックスを共同購入して住宅に設置し、再配達削減による物流サービス維持に取り組むもの
- ③ 1申請あたり10個(世帯)以上の導入であるもの
- ④ 再配達削減による物流サービス維持に取り組む地域として「再配達削減サポーター宣言」を行い、県がこれをホームページに公表することに同意するもの

(対象経費)

宅配ボックス(鍵、盗難防止ワイヤー等の付属品を含む。以下同じ。)の製品購入費用及び設置施工費用

(2) 補助事業者

地域運営組織(自治振興会、町内会など)

(3) 補助率等

- ① 補助率は2分の1以内
- ② 補助限度額は20万円とし、宅配ボックス1個あたりの補助上限額は1万円
- ③ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする

(4) 事業実施期間

交付決定日以降～令和7年1月末までの間で設定すること。

3 申請方法

下記書類を郵送、持参またはメールで提出願います。なお、提出書類は返却しません。

(提出書類)

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 補助事業者概要書（様式第3号）
- ④ 収支予算書（様式第4号）
- ⑤ 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用が分かる見積書等の写し
- ⑥ 設置する宅配ボックスの詳細（外観、メーカー名、商品名（型番）、仕様など）が分かるもの
- ⑦ 設置する住宅の住所及び使用する住民の氏名が分かるもの

4 提出先

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室 中山間地域対策課

TEL：076-444-9607

FAX：076-444-4561

アドレス：achusankan@pref.toyama.lg.jp

5 募集期間

令和6年5月7日（火）～令和6年12月27日（金）（消印有効）

6 選考結果

応募いただいた事業内容を県で選考し予算の範囲内で採択します。

選考結果は、個別に通知予定です。（随時）

7 補助対象事業実施時の留意点等

- ① 事業実施状況の確認のため、職員が連絡する場合があります。
- ② 事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書等）は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ③ やむを得ない事情等により事業を中止又は変更する場合、必ず事前に中山間地域対策課に相談すること。
- ④ 事業完了後は、その後の取組状況について情報提供などできる限り県の事業への協力を求める場合があります。